

給 与 規 程

公益財団法人日本国際交流センター

第1章 総則

第1条 公益財団法人日本国際交流センター(以後、センター職員という)の給与はこの規程により支給する。

第2条 給与の種類は次のとおりとする。

(1) 給与

- ① 基本給
- ② 諸手当
 - a) 通勤手当
 - b) 住宅手当
 - c) 役職手当
 - d) 扶養手当
 - e) 職務特別手当

(2) 賞与

(3) 慶弔金

- a) 結婚
- b) 出産
- c) 死亡
- d) 負傷または羅病
- e) 羅災

(4) 退職金

第2章 給与

第3条 給与は月給とし、前月21日～当月20日分を当月25日に支給する。
なお、25日が土日および祝祭日の場合は、25日以前の平日とする。
また、新任・退職・昇給等の場合は、発令の月を基準として日割り計算とする。

(2) 各種手当は、下記内容で支給する。

- ①通勤手当:通勤経路届による、自宅から事務所までの運賃・時間・距離を考慮し、最も合理的で経済的な経路による定期乗車券購入実費を支給する。通勤手当は、原則定期的に給与振込日に一緒に支給することとする。

②住宅手当：世帯主＝10,000円　非世帯主＝5,000円

③役職手当

a) チーフ・プログラムオフィサー：30,000円

b) シニア・プログラムオフィサー：20,000円

c) プログラムオフィサー　　：10,000円

④扶養手当

d) 扶養配偶者－就労していない配偶者で義務教育終了前の子供がいる場合：
10,000円

e) 扶養家族－就労していない18歳未満の子供および65歳以上の両親で同居
家族がいる場合：1人目：5,000円　2人目以降：3,000円

⑤職務特別手当：本人との契約等により決定する。

第4条　給与は現金(銀行振込含)をもって支給する。

第5条　欠勤者の給与は、下記によって定める。

(1) 業務上生じた傷病のための欠勤者には、欠勤の日より1か月の期間給与の全額を支給する。ただし、当該職員が労災法等の適用を得た場合は、労災保険等の支給額と給与との差額を支払うものとする。

(2) 自己都合および業務によらない傷病のための欠勤者は、無給とする。

第6条　傷病等により欠勤が1か月を超えた場合は、就業規則第8条により休職とするが、当該休職者の給与は下記によって定める。

(1) 自己都合および業務によらない傷病等による休職者の給与は、無給とする。

(2) 業務上生じた傷病および事故による休職者の給与は、休職日から就業規則第9条(1)に定める期間を最長として、平均賃金の100分の60を支給する。
ただし、労働保険(労災)が支給される場合は、その差額を支給する。

(3) 業務上生じた重篤な傷病等で1年を超えて引き続き休職する者に対しては、就業規則41条による休業補償に移行し、1日につき平均賃金の100分の60の休業補償を行う。ただし、就業規則第46条により、療養開始後3年を経過後は、打切補償を適用する。

第7条　昇給については下記に定める。

- (1) 給与改定時期は4月1日とする。
- (2) 給与改定の実施については、センターの業績および社会情勢等を勘案して決定する。
- (3) 60歳の誕生日を迎えた翌期4月からは、定期昇給を行わず据置きとする。
- (4) 欠勤者および休職者、その他センターが昇給不相当と認められる者は、昇給の査定を別に行い減額か昇給の資格を失う。

第3章 賞与および慶弔金

第7条 賞与は7月および12月に支給し、その額は各人の勤務成績、その他を考慮して決定する。

第8条 慶弔金は次により支給する。

- ①本人結婚のとき
 - a) 勤続1年以上～5年未満:20,000 円
 - b) 勤続5年以上～ :30,000 円
- ②本人または配偶者出産のとき :20,000 円
- ③本人死亡のとき
 - c) 勤続1年以上～5年未満:50,000 円
 - d) 勤続5年以上 :100,000 円
- ④配偶者並びに扶養義務のある子および父母死亡のとき
 - e) 勤続1年以上～5年未満:20,000 円
 - f) 勤続5年以上 :30,000 円
- ⑤前号に該当しない子および父母で死亡のとき
 - g) 勤続1年以上～5年未満:10,000 円
 - h) 勤続5年以上～ :20,000 円
- ⑥負傷または羅病 :10,000 円
- ⑦羅災:災害の程度によりその都度決定する。

前項の金額は、特別の事情ありと認めたときは増減することがある。

第4章 退職金および慰労金

第9条 退職金は勤続2年以上の職員が退職する時に支給する。
ただし、懲戒退職を命じた者については、退職金の全部または一部を支給しないこ

とができる。

第 10 条 退職金の支給基準は、下記数式を基準に計算し、在職中の就業状態等を考慮の上、決定した金額を支給する。

| | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 勤続年数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 掛け率 | 0 | 0.7 | 1.4 | 2.1 | 2.8 | 3.5 | 4.2 | 4.9 | 5.6 | 6.3 |
| 勤続年数 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 掛け率 | 7.0 | 7.7 | 8.4 | 9.1 | 9.8 | 10.5 | 11.2 | 11.9 | 12.6 | 13.3 |
| 勤続年数 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 掛け率 | 14.0 | 14.7 | 15.4 | 16.1 | 16.8 | 17.5 | 18.2 | 18.9 | 19.6 | 20.3 |
| 勤続年数 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38～ | | |
| 掛け率 | 21.0 | 21.7 | 22.4 | 23.1 | 23.8 | 24.5 | 25.2 | 25.9 | | |

第 11 条 自己の都合により退職する場合は、第 10 条にて計算した額を次の区分によって支給する。ただし、2年未満の者には支給しない。

- a) 勤続2年以上～5年未満 :40%
- b) 勤続5年以上～10年未満 :50%
- c) 勤続10年以上～20年未満 :60%
- d) 勤続20年以上～30年未満 :70%
- e) 勤続30年以上～35年未満 :85%
- f) 勤続35年以上～40年未満 :90%
- g) 勤続40年以上 :100%

第 12 条 退職金は口座振込にて行い、退職後支給するものとする。

ただし、センターと退職者で個別に取り決めた内容で支給する場合がある。

第 13 条 退職慰労金または弔慰金の支給額は、第 10 条によって計算した支給基礎額に退職事由別により次の率を掛けた金額とする。

- a) 業務上の事故等で死亡や身体に障害を生じた時等、やむを得ない事由で退職したとき :100%
- b) 業務外の死亡および身体障害が生じ退職する場合は、自己都合のため第 11 条の率による支給とする。

第 14 条 退職者で在職中の事務遂行に特に功績があったと認められる者については、前条に規定する退職金の他に功労金を支給することができる。

第 15 条 退職した職員で引き続きセンターが業務上の都合で嘱託として雇用を認められた者の賃金は、業務内容や勤務日数及び勤務時間により個別に設定する。

なお、賃金とは別途実質通勤交通費を支給する。

第 16 条 定年退職者で引き続き嘱託職員として雇用する者について、その就業時間は正職員の4分の3以内に留めるものとする。また、雇用保険の高年齢被保険者に該当する場合は継続加入となるが、健康保険・厚生年金はセンターにて加入しないものとする。

第 17 条 嘱託期間については、基本的に1年毎の更新とし、その期間内に嘱託としての職務が完了した場合、又は嘱託職員より退職希望の申し出があった場合は、双方合意の上嘱託契約を終了させることができる。

なお、いずれの場合も退職予定日3カ月前迄に通知するものとする。

以 上

附 則

2011年3月 策定

2019年4月 改定